

委員からの主な意見、回答

意見・質問等	回 答
<p>森林はいろいろな機能を持っており、それを特定の機能類型に当てはめることは難しいのではないかと。機能類型区分の考え方と施業の関係について教えてほしい。</p>	<p>特に重点的に発揮させたい機能により山地災害防止、自然維持、森林空間利用、快適環境形成、水源涵養の5つの類型に区分し、それぞれの機能類型に応じた施業を行うこととしている。例えば、山地災害防止タイプ内の単層林であれば、皆伐をせずに原則択伐により複層林へ誘導する施業を実施。また、自然維持タイプであれば、手を加えない対応も含めて良好な自然を守っていくための施業を実施。</p>
<p>間伐の実行率が低いのは入札が不調となることも一因だと思う。入札情報の開示を幅広く行うことで事業者側の負担を減らし、余力を事業に振り向けることが可能となる仕組みとすることで落札率、実行率の向上につながるのではないかと。</p>	<p>立木販売にあたり、現地の写真を入札公告に添付するなどの取り組みは既に行っているところ。国有林として、木材の安定供給は重要な役割であることから、ご期待に添えるようさらなる情報開示に取り組んでまいりたい。</p>
<p>現計画の間伐の実行率が低いと、新計画でも現計画量と同程度の数値であることについてどう考えるか。</p>	<p>伐採量については、公益的機能の発揮や長期的な資源管理の側面と木材の安定供給の側面があり、実行率が低いことは資源管理の側面からは大きな支障はないと考えるが、林産物の安定供給の側面からは好ましくない。計画量を下回った背景として、生産事業の入札不調が令和3年度、4年度と多発した実態があり、これを受け令和5年度に対策を行い、入札不調の発生率を従来の半分以下に抑えたところであり、木材の安定供給に引き続き取り組んでまいりたい。</p>

意見・質問等	回 答
<p>スギ花粉対策については、伐採重点区域において早期に対策が進められると聞いている。今回策定の計画の中で、スギ花粉対策としてどれくらいの事業量が見込まれているか。</p>	<p>1月末に都道府県が定める伐採重点区域が指定され、2月16日に都道府県で定めた重点区域の市町村に含まれている国有林を「重点区域に準じた国有林」として公表したところであり、伐採が必要な箇所が、この区域にどの程度含まれるかの精査はこれからである。</p>
<p>最近、中国・近畿地方において、クマの被害、クマ剥ぎが出ている。人的な被害は発生していないが、施業時にクマを見たという話も聞く。国有林では対策をどのように考えているか。</p>	<p>クマによる立木の剥皮被害については、管内でもクマの生息が多い地域において、立木の保護対策を実施している。捕獲という観点では、所管が環境省であり、かつ、所管省庁からの特段の通知等も整備されていない状況であることから実施していない。</p>
<p>関係者間の共通認識として、林道及び作業道がシカが移動し拡大する要因となっており、兵庫県においては、今までシカ被害が無かった所にも被害が広がっている。シカがどのように移動しているのか、監視するカメラの設置や、道沿いを利用した捕獲を研究してほしい。</p> <p>また、希少植物がシカによる食害を受けていることについても焦点を当てていくべきではないか。</p>	<p>シカ被害については、林業のサイクルを壊しかねない非常に重要な課題だと認識しており、防除と捕獲を両輪として対策を取っているところ。シカが通りやすい所から広がっていくのは確かなことかと思われるが、そのような所はシカ以外の動物も通ることから、クマ等の錯誤捕獲を防止するため、職員がくくり罠について、新たな小林式誘因捕獲法を考案するなど積極的な対策に取り組んでいる。</p> <p>また、希少植物に関しても、特に保護保全すべき国有林においては、柵を設けて希少植物を保全する対策も実施している。</p>
<p>長伐期の森林を複層林へ誘導することについて、複層林は健全に成長していない印象があるが、大丈夫か。</p>	<p>複層林には、上層木があることによる下層木への光不足や上層木の搬出時に下層木を損傷するといった課題があった。これらの問題も踏まえて、現在、林野庁では、モザイク状に配置した複層林に取り組んでいるところ。</p>

意見・質問等	回 答
<p>木質バイオマスの燃料利用・発電利用について話題にした方がよいのではないか。</p>	<p>木材の供給・販売の取組として、「安定供給システム販売」が記載されているが、この中にバイオマス燃料に利用される燃料材が含まれている。</p>
<p>現場で森林の管理などを担う人材の育成に、どのような取り組みを行っているのか。</p>	<p>森林施業を担う就労者を育成することから、素材生産や造林請負事業を安定的に発注することにより、就労者の育成に取り組んでいる。また、森林総合管理士の資格についての研修や、当局職員を対象にした研修への市町村職員の受け入れ、当局職員を講師として林業大学校へ派遣、国有林での実習の受け入れなどの取り組みを行っている。</p>